参考資料１

清掃工場に係る環境影響評価の手続きについて

（１）配慮書の概略

従前、事業の実施段階で行われていた環境影響評価は、事業の実施に係る環境保全に効果を有する一方、すでに事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合がありました。

千葉市では、平成２６年４月に「千葉市計画段階環境影響評価実施要綱」を制定し、市事業を対象に、事業の枠組みが決定される前の事業検討段階において、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境に与える影響について、市民、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れる配慮書手続きを導入しました。

配慮書の具体的な手続きとしては、

① 事業者は、配慮書を市に提出するとともに、公表する。
② 市は、一般の環境の保全の見地からの意見を受け付け、事業者に写しを送付する。
③ 事業者は、意見に対する見解書を市に提出するとともに、公表する。
④ 市は、事業者に対し、環境の保全の見地からの意見（市長意見）を提出する。
また、事業者は、対象事業計画の策定にあたり、市長意見の内容を尊重するとともに、一般からの意見に配意し、できる限り当該事業による環境影響を回避・低減する等、環境の保全に配慮する。

（２）配慮書等事務フロー

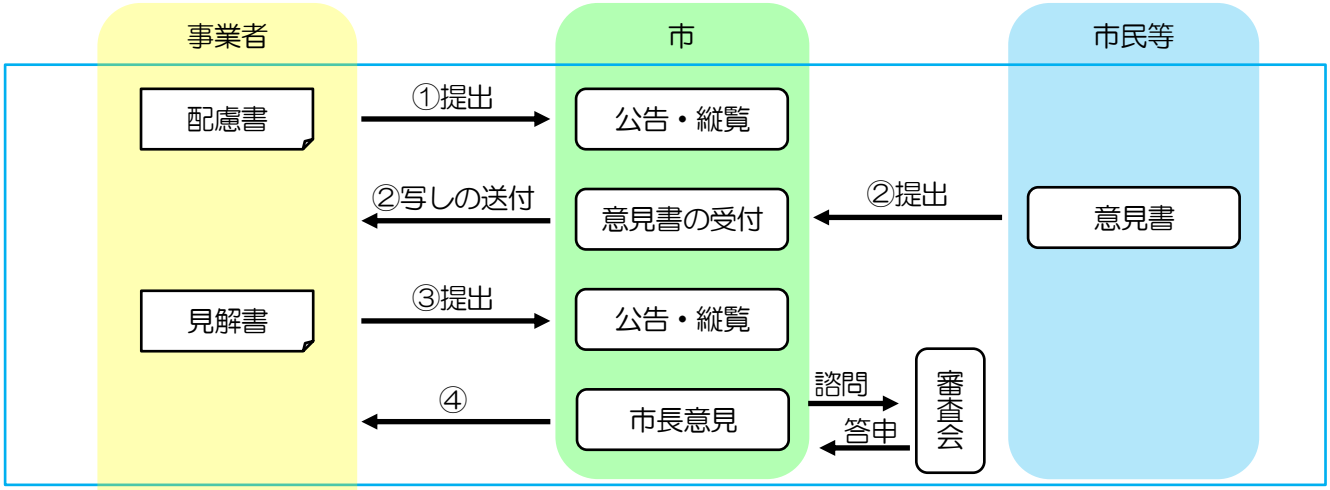

環境影響評価方法書手続き

調査・予測・評価の実施

環境影響準備書手続き

環境影響評価書手続き

工事の着手

報告書手続き